

十勝医療介護情報共有ネットワーク運用規程

(愛称：とかち月あかりネットワーク)

第1条 目的

本規程は、一般社団法人十勝医師会が運用する多職種連携情報共有システム「バイタルリンク」を活用した十勝医療介護情報共有ネットワーク（以下とかち月あかりネットワーク）において、安全かつ円滑を図るとともに、在宅患者の医療・介護情報の適正な管理を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 統括管理者の定義

とかち月あかりネットワークは、北海道十勝管内全域で帝人ファーマ株式会社のバイタルリンクを利用するために（別紙組織図参照）管理権限をもつ管理者（一般社団法人十勝医師会）を統括管理者として規定する。

第3条 統括管理者の業務

- 1) 管理者の登録（新規・変更・中止）申請書の受付・受理・決定
- 2) 管理者のアカウントの発行（変更・中止）手続きおよび通知
- 3) システム使用環境の整備
- 4) 利用状況の管理
- 5) **管理者不在の市町村での患者・利用者登録は、統括管理者が登録を代行する 附則I**

第4条 管理者の定義（別紙組織図参照）

- 1) とかち月あかりネットワークは、統括管理者の設置する協議会のもとに管理者を設置する。
- 2) 管理者は自身が業務上連携する地域やコミュニティの専門職とバイタルリンク上のネットワークを構築することができる。
- 3) 管理者となることを希望する者は統括管理者に申請を行い、管理者として登録する必要がある。
- 4) 管理者はとかち月あかりネットワークの規程の許す範囲で自身のネットワーク毎に規程を設けることができる。

第5条 管理者の責務

- 1) 管理者は、当該ネットワーク内でシステムを使用する職員に対してアカウントを付与することができる。
- 2) 管理者は、アカウントを管理しなければならない。
- 3) 管理者は、当該機関内でシステムが適正に使用されているか監視するものとする。また、不適正な使用がある場合には、改善を求めることができるものとする。
- 4) 管理者は、ネットワーク内で起きた不適正使用などの事象を統括管理者へ報告する義務を負う。

５）患者または利用者のバイタルリンク利用に関する相談対応

第６条 利用者の定義

管理者よりアカウントの発行を受けバイタルリンクを利用する者を「利用者」とする。

第７条 利用者の責務

- １）利用者がシステムを使用するに際しては、本規程のほか「個人情報の保護に関する法律」等の個人情報の法令を遵守しなければならない。
- ２）利用者は、システムを通じて入手した医療情報については、適正な使用に努めるとともに、診療、説明及び閲覧目的以外に使用してはならない。
- ３）利用者は、システムに接続する端末にセキュリティを維持するため、ウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のウイルス定義に更新しなければならない。
- ４）利用者は、システム使用時に発生した事象を統括管理者へ報告する義務を負う。
- ５）端末機等から離れる際には、ログアウトすること。
- ６）各入出力帳票の保管及び破棄に当たっては、診療情報等の保護に細心の注意を払うこと。
- ７）診療情報等が表示されている画面、出力帳票又は個人情報データを許可なく外部に持ち出し、又は第三者に開示してはならないこと。
- ８）利用者が、退職、及び、移動した場合は、ただちに管理者に届けること。

第８条 端末機等の管理

利用管理者及び利用者は、多職種 ICT システムにアクセスする端末、及び施設内ネットワークを適正に管理し、円滑な運営に支障を及ぼさないよう以下を遵守すること。

- １）端末機の記憶装置内に格納（インストール）されているプログラム（以下、「プログラム」という。）を改変しないこと。
- ２）プログラムの使用条件を遵守すること。
- ３）端末機等の環境設定を変更しないこと。
- ４）業務上、やむを得ず端末設定の変更をする場合は、統括管理者に対して端末設定の変更を申し出ること。

第９条 真正性の確保

利用者は、多職種 ICT システムへの医療情報を含む診療情報等の作成及び保存に際して、十分に入力内容が正しいことの確認を行うとともに、確定操作（入力情報が正しい事を確認する操作）を行って、入力情報に対する作成責任を負う。

第１０条 医療・介護情報の使用と患者同意

- １）統括管理者が管理対象とする、在宅患者の医療・介護情報（以下「情報」という。）は、システムを介して送受信される全ての個人情報とする。
- ２）システムを使用して情報を共有する場合は、患者の同意書がなければならない。

- 3) 利用者が情報をシステムで利用できるのは、当該情報の使用に関し患者からの同意があった機関使用者に限るものとする。ただし、救急搬送の場合等の緊急の場合には、患者の同意を得ていない機関等であってもシステム使用機関であれば情報を閲覧・使用することができるものとする。
- 4) 前項の情報を利用できるのは、患者から撤回の届けがあるまで有効とする。

第11条 システムで取得した情報の取扱い

システムで取得した情報の取り扱いは次の各号に掲げるとおりとする。

- 1) 原則として閲覧している使用者および機関に責任の所在が帰属する。
- 2) システムで取得した情報は、自機関における記録の一部であるという認識を持ち、自機関の記録と同じように慎重に扱わなければならない。
- 3) システムで取得した情報は、患者またはその家族に説明用として紙で渡したり、または学術目的で使用する場合は、患者またはその家族に別途同意書を得たうえ、匿名化を条件に使用することができる。

第12条 利用端末

携帯用端末（ノート型パソコン、iPad等）でシステムを接続する場合には、端末の紛失・盗難に十分な配慮を心がけるとともに、必ず端末起動時にPW認証を設定しなければならない。

第13条 通信内容の削除

通信内容について次の各号に該当する場合、統括管理者は内容の削除を行うものとする。

- 1) 通信内容に使用者相互の信頼関係を失墮される恐れがあるとき。
- 2) 法令等の各条項に違反したとき。

第14条 利用者アカウント及びパスワードの管理

利用者は次に定めるところにより、ID及びパスワードを適正に管理しなければならない。

- 1) 自己の利用者ID及びパスワードは、自らの責任において厳重に管理すること。
- 2) 自己の利用者ID及びパスワードを他の者に知られたとき、又はそのおそれがあるときは、直ちに統括管理者への報告を行い、必要な指示を受けること。

第15条 役員

- 1) 会長は十勝医師会長とし、協議会の事務を総理し協議会を代表とする。
- 2) 会長に事故があるときはとかち月あかりネットワーク担当副会長が、その職務を代理する。
- 3) 会長はとかち月あかりネットワーク協議会の会議を招集する。
- 4) 会長は会議の議長とする。
- 5) 会長は必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明もしくは意見を聞き、または必要な資料の提出を求めることができる。

第16条 運営

- 1) とかち月あかりネットワーク担当役員
- 2) 帝人ファーマ株式会社十勝担当者
- 3) 十勝医師会、帯広市医師会において在宅医療を中心的に担う医師
- 4) とかち月あかりネットワークに加入している管理者
- 5) 帯広保健所在宅医療専門部会担当者
- 6) 十勝医師会事務局

第17条 協議会

とかち月あかりネットワークを運営するにあたり、一般社団法人十勝医師会は、とかち月あかりネットワーク協議会を設置し、次に定める事項を協議する。

- 1) とかち月あかりネットワークの管理者の登録や抹消に関する事項
- 2) とかち月あかりネットワークのシステム利用方法に関する事項
- 3) とかち月あかりネットワークのシステム利用上の課題に関する事項
- 4) とかち月あかりネットワークの運用規程の改定に関する事項

第18条 部会の開催

とかち月あかりネットワーク協議会は、第17条の協議事項を分掌させる必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

第19条 運用利用規程の変更

この運用利用規程の変更は、とかち月あかりネットワーク協議会の承認を得るものとする。

第20条 その他の必要事項

この規程に定めるもののほか、必要な事項については、とかち月あかりネットワーク運営委員会において定めるものとする。ただし、緊急その他、統括管理者が特に理由があるときは、この限りではない。

附則

この規程は、令和6年9月4日から施行する。

附則1（令和7年8月21日改正）

第3条 5) この規程は、とかち月あかりネットワーク運営委員会の承認のあった日（令和7年9月3日）から適用する。